

「交通信号施設保守点検ハンドブック 平成28年版」補遺

No.	頁	内容	掲載日
1	53	<p>「第3章 3.2.7 (2) 服装、保護具及び救急用具の点検」の内容を次のとおり変更及び追記 (変更) 「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更 (以下全て同様) (追記)</p> <p>柱上作業等 (ワークポジショニング作業を伴う場合) 従来の「胴綱安全帯」「U字つり用胴ベルト安全帯」は、ワークポジショニング器具となり、墜 落制止用器具として認められない。</p> <p>2m以上の柱上作業等において、ワークポジショニング器具を使用して作業する際には、墜落制止 用器具の併用が必要。</p> <p>詳細は、巻末の「墜落制止用器具ガイドライン (厚生労働省発行)」参照。</p>	R4.8.1
2	巻末	<p>巻末に次の資料を追加</p> <p>墜落制止用器具ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf</p>	R4.8.1